

令和 7 年 10 月 16 日

廃棄物管理責任者 殿

文京区資源環境部リサイクル清掃課長

有坂 和彦

(公印省略)

令和 7 年度廃棄物管理責任者講習会の実施について

平素より文京区のごみの減量及びリサイクルにご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度、事業用大規模建築物及び事業用中規模建築物の新任の廃棄物管理責任者及び講習会未受講者並びに前回の講習会受講から 3 年を経過した者を対象として、以下のとおり講習会を開催することとなりました。

なお、受講者の利便性向上及び更なるごみ減量・リサイクル施策の促進を図るため、電子機器を用いた動画視聴による方法（e ラーニング）にて講習会を実施いたします。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、必ず期間内の受講をお願いします。

記

1 講義内容（約 50 分）

(1) 講習会動画（約 45 分）

第 1 章 廃棄物の適正処理

第 2 章 区の施策への協力

(2) 10 問の確認問題（約 5 分）

2 受講対象者

(1) 令和 7 年 6 月以降に廃棄物管理責任者に選任された方

(2) 廃棄物管理責任者に選任され、文京区の廃棄物管理責任者講習会を受講していない方

(3) 前回の講習会の受講から 3 年以上経過した方

3 受講方法

以下のURL又は二次元コードよりアクセスし、講習会動画をご視聴ください。

なお、eラーニングの環境がない方は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【講習会動画】

➡ <https://youtu.be/stkb29dsGbg>



《YouTube》

【確認問題】

➡ <https://logoform.jp/form/6KSu/696978>



《Logo フォーム》

4 受講期間

令和7年10月20日(月)8:30 から 令和7年11月28日(金)17:15 まで

受講期間内に動画を視聴し、確認問題に回答しない場合、未受講となります。

5 その他

本講習会は、受講対象者以外の方も講習会動画を視聴できますが、確認問題に回答しても修了証は交付できませんのであらかじめご了承ください。

また、対象となる廃棄物管理責任者は、文京区に廃棄物管理責任者として届け出ている必要があります。廃棄物管理責任者として選任（変更）届を提出していない場合は、終了証の交付はできませんので、受講前に必ず提出してください。

【問い合わせ及び送付先】

文京区資源環境部リサイクル清掃課
清掃事業係 国分

〒112-8555 文京区春日 1-16-21

TEL : 5803-1182 FAX : 5803-1362

E-mail : b551000@city.bunkyo.lg.jp